

議案第 43 号

石垣市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例

石垣市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和 2 年石垣市条例第
30 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和
2 年政令第 11 号）第 1 条に規定するものをいう」を「病原体がベータコロナウイルス
属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人
に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る」に
改める。

附則第 3 項を次のように改める。

3 前項の防疫作業手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、1,000 円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

沖縄県人事院委員会規則の改正に伴い、条例を一部改正する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(令和2年石垣市条例第30号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例)</p> <p>2 <u>新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう</u> <u>_____。以下同じ。)</u>の病原体に汚染され、若しくは汚染されているおそれがある施設等のうち規則で定める施設等の内部又はこれに準ずる区域として市長が認めるものにおいて、職員が新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が別で定めるものに従事したときは、防疫作業手当を支給する。この場合において、改正後の石垣市職員の特殊勤務手当に関する条例第15条の規定は、適用しない。</p> <p>3 <u>前項の防疫作業手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体への接触や長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては、4,000円)</u>とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例)</p> <p>2 <u>新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)</u>であるものに限る。以下同じ。)の病原体に汚染され、若しくは汚染されているおそれがある施設等のうち規則で定める施設等の内部又はこれに準ずる区域として市長が認めるものにおいて、職員が新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が別で定めるものに従事したときは、防疫作業手当を支給する。この場合において、改正後の石垣市職員の特殊勤務手当に関する条例第15条の規定は、適用しない。</p> <p>3 <u>前項の防疫作業手当の額は、作業に従事した日1日につき、1,000円とする。</u></p>